

報告Ⅳ要旨

現代における企業の内部統制とその方向性

久保成史

目次

- 一 はじめに～統一テーマとの関連性について～
- 二 米国企業改革法等の展開
- 三 日本版コーポレート・ガバナンスの現況
- 四 結語

一 はじめに～統一テーマとの関連性について～

本報告は、統一テーマである「多発する自然災害を学際的に問う」とは対極的に位置する人的災害を展開する。その理由は、自然災害の度に繰り返される「想定範囲外」という言葉で責任を回避する時代ではないと考えたことによる。自然災害で議論的になるのは、「想定範囲内」であったか否かであり、自然災害には、想定範囲の「内」と「外」に区分でき、想定範囲内には、人的災害のカテゴリが入ることになる。すなわち、ある自然災害は、想定範囲内であり、それは人的災害ということになる。

本稿は、「災害」を広く解釈することにより、更には、「人為的」な言動・行動をも含めて、災害の定義及び事典の説明を考慮の外に置き、上場大会社による会社不祥事を人的災害と設定（仮説）して、会社は、いかなるコーポレート・ガバナンス（リスクマネジメント）を採用しておくべきか。その後の展開いかんでは、「持続性のある社会」に適合するものであることの一端について、日米の若干の比較（米国企業改革法の展開・株主第一主義からの脱却と我が国の内部統制）によりそのアプローチを試みる。¹

二 米国企業改革法等の展開

(1) SOX法

周知のエンロン社による不正会計事件は、革新的なビジネスモデル（デリバティブなどの金融技術とITの駆使）を確立したものの、それは巨額の粉飾決算に基づいており、米史上最大の企業倒産といわれる。² 同法を簡潔に言えば、会社の内部統制の状況をSEC（Securities and Exchange

¹ もっともすべての企業がここでいう災害に遭遇するものではなく、例えば、企業の不祥事が隠蔽され暴露された時、当該会社の株主、債権者、従業員（ステークホルダー：利害関係人）は多くの損害を被ることになる。これらも、広い意味で人的災害である。想定範囲内を質的・量的に高く設定していれば、隠蔽するまでもなく、傷が浅いうちに再生できる可能性もある。

² 米監査法人であったアーサー・アンダーセン会計事務所とエンロン社の癒着の結果であった。その後、我が国にも大きな影響を与えたSOX法の制定に至ったのである。SOX法は、同法制定の中心的な立場にあった上院議員

Commission：証券取引委員会）に報告させ、その際に「報告内容の証明を求める制度」である。

米会計基準は規制主義といわれ、ともすれば形式至上主義でもあり、形式的なルールに従ってさえいけば、それで良いことになる。³ このSOX法は、再三にわたって見直しがすすめられる一方で、監査業務とコンサルティング業務を厳格に区別し、後者を禁止したために、経営者との対話が不十分であるとの反省がみられ、有効な内部統制の構築に向けて経営者と監査法人の議論が必要であるとの機運が高まったのである。⁴

(2) ドット＝フランク法の制定（中小企業免除法）

いきおいSOX法の厳格な要求は、大企業だけでなく中小企業をも対象にしたために、中小企業にとっては、コスト負担が過剰であった。これを受けて、SECと公開会社会計監査委員会（Public Company Accounting Oversight Board）は議論を重ね、中小企業の負担軽減を図る法律が2010年7月に制定された（「金融改革及び消費者保護法」：Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Act- 通称：ドット＝フランク法）。同法は、中小規模公開会社については適用が延期されていたSOX法第404条(b)項の「内部統制監査」を適用除外にしたのである。⁵ このドット＝フランク法に関して、極めて興味深い論文がある。タイトルをそのまま直訳すれば、「騒々しい連邦コーポレート・ガバナンスの第二幕」である。⁶ この論文の主眼は、SOX法がその場限りの対策的なもので、株式市場の損失と投資家の怒りをそのまま受け入れただけであると批判しているものの、それでもゆっくりとコーポレート・ガバナンスに対する連邦主義は前進していると結論づけている。⁷

(3) 株主第一主義からの脱却

①ステークホルダー主義へ

企業改革法などの一連の法制度により、2019年8月19日、アメリカの経済団体であるビジネス・ラウンドテーブルは、次のような声明を発表した。コーポレート・ガバナンスビジネスラウンド

であるポール・サーベンスと下院議員であるマイケル・G・オクスリーの名前を取って呼ばれているが、正式名称は、「上場企業会計改革及び投資家保護法：Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002」である。全11章からなり、「序」の部分でコンプライアンスと関係するの重要な条文は、同法302条、401条、404条、409条、802条であり、組織の大小にかかわらず、すべての組織が同法に従わねばならない旨が冒頭に記されている。<https://www.congress.gov/bill/107th-congress/senate-bill/2673/text> (Last viewed on August 1, 2020)。SOX法と内部統制法制度に関して、簡潔に要点整理されている邦文の文献として以下のものを参照している。町田祥弘『内部統制の知識<第3班>』78頁以下（日経文庫2017年）。

³ 本来の趣旨を逸脱した実務を招く恐れがある事項については、原則禁止の立場が採用されている。例えば、監査報告に関しては、監査人が、監査業務と非監査業務（例：コンサルティング業務）の同時提供を原則禁止とする規定を置いている。前掲註2、町田、80頁～81頁。

⁴ 前掲註2、町田、85頁～86頁。

⁵ 第404条(b)項は、次のように規定する。発行者のために監査報告書を作成する登録公認会計事務所は、経営者による内部統制の評価を証明し、それを報告するものとする。論文として、岡村雅仁「米国における内部統制報告制度と監査報酬の情報開示」（県立広島大学経営情報学部論集7号、2015年）がある。

⁶ Stephen M. Bainbridge, *Dodd-Frank: Quack Federal Corporate Governance Round II*, 95 MINN. L. REV. 1179 (2011)。この論文では、会社法の領域で著名なイェール大学ロースクールの教授であるRoberta Romanoが、SOX法を詳細に批判したことを取り上げている。

⁷ *Id.* at 1821。なお、アメリカの資本市場に対する規制は、後述の我が国へも強く影響を及ぼしている。ただ、法があらかじめ見越して規制できない点は、この分野の法が有する弱点でもあり、人的災害（世界中の資本市場へ拡散した偽った決算報告）への対策は、後手に回ることを阻止できない。ただ、問題は、どこまで予測可能性の範囲を規制するかである。SOX法の厳格さに対するドット＝フランク法の制定（原始法に対する弾力化）は、そういった意味で必然であった

テーブルは、「すべてのアメリカ人に奉仕する経済」を促進する企業の目的を再定義する。⁸ 1970年代から議論されてきた「会社は、一体誰のものか」という主題は、会社は、会社の所有者である株主だけでなく、消費者、従業員、そして取引先を含めたステークホルダー（利害関係人）の利益も重視するというコーポレート・ガバナンス論であった。

しかし、1997年以降の22年間は、「株主第一主義」が復活していた。ただ、今回の声明では、明確に地域社会も加えており、会社は、すべての利害関係者を重視しなければならないと宣言し、経営者は、まず株主と顧客、従業員に利益をもたらし、地域社会にも貢献するということであり、企業は、株主還元、または公益の「どちらか（or）」を追求するのではなく、「両立（and）」を求められる時代であると認識したのである。⁹

②SDGs（持続可能な社会）とESG（環境・社会・企業統治）

ビジネス・ラウンドテーブルが、株主第一主義からの脱却を宣言したことは、少なからず国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）と関係しているとみられる。¹⁰ 資本主義経済社会を根本から変えることが不可能であれば、少なくとも投資家が、株主還元の拡大は元より、社会問題の解決に寄与することを望まなければ、一步も前進しない。すなわち、政府や慈善活動だけで社会を変えることはできず、そこには企業の努力・株主の了承が必要である。このSDGsを実現するためには、ESG投資が必要不可欠であるとする。¹¹ ESG投資を促進するために、2020年のダボス会議（世界経済フォーラム年次総会）の「国際ビジネス委員会」は、ESG情報の新しい開示様式を示し、企業が「汚職防止」や「気候変動対策」・「人材の多様性」といった取り組みを外部にわかりやすく説明することを明確にしている。¹²

このSDGsを達成するために、企業統治は、国際的な投資環境により、国ごとの法による規制が可能であり、利害関係が明白に表れるからである。投資家は、各自に合った法規制・投資市場を選択すれば良いのである。このようにみえてくると、災害に強い予見可能な社会では、SDGsに向かつてESGのうちの企業統治が中心になろう。

三 日本版コーポレート・ガバナンスの現況

(1) 内部統制の充実へ

我が国で内部統制なる用語が初めて使用されたのは、1995年、当時の大和銀行ニューヨーク支

⁸ <https://www.businessroundtable.org/business-roundtable-redefines-the-purpose-of-a-corporation-to-promote-an-economy-that-serves-all-americans> (Last viewed on August 10, 2020)

⁹ プライアン・モイニハン（バンク・オブ・アメリカCEO）Opinion創論「脱・株主第一主義の行方」（日経新聞2020年3月12日付）。また裏返して言えば、この2つを達成できなければ、顧客や従業員から受け入れられなくなり、経営者は退任を余儀なくされるのである。

¹⁰ 国際連合広報センター HPを参照（最終閲覧日2020年8月25日）。

¹¹ ESG投資は、従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のことを指す。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭にいた長期的なリスクマネジメントや企業の新たな収益創出の機会（オポチュニティ）を評価するベンチマークとして、国連の持続可能な開発目標（SDGs）と合わせて注目されている。経済産業省HP参照。（最終閲覧日2020年8月25日）。

¹² ダボス会議に関しては、我が国の首相・外務大臣も参加している。仔細は、外務省HPを参照（最終閲覧日2020年8月25日）。前掲註9、プライアン・モイニハン。

店が米国債の不正売買に端を発したことにより、同銀行の株主らが取締役ら38人を相手どって大阪地裁に株主代表訴訟（会847条：会社法上「株主代表訴訟」なる用語はない）を提訴した際、大阪地裁は、「・・・取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき責を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのである・・・」と判示したのである。リスク管理体制＝内部統制を示唆したのである。¹³

その後、この判決の余波は、研究者間の間でも判例研究の素材として考察されているのは周知の通りである。おそらく、最も衝撃を受けたのは多くの会社顧問弁護士であったことは想像に難くない。当時の商法等の法律に「内部統制」なる用語は存在せず、具体的な内部統制の条文もなかったからである。にもかかわらず、司法上の判断として、経営者の善管注意義務の一つを構成するものとして、内部統制構築義務を認定したのである。

(2) 会社法と金商法の改正（要点）

商法（平成14年改正商法）の時代にアメリカ法の委員会設置会社制度が導入され、会社法への移行（商法からの独立）においてもこの制度は踏襲されている。日本版コーポレート・ガバナンスの観点から言えば、現下の関心事は、法令等の遵守・コンプライアンスを中心とした内部統制である。例えば、会社法362条4項では取締役会のコンプライアンスを規定し、会社法施行規則100条は、使用人（⇒従業員・社員）、企業集団のコンプライアンスを規定している（業務の適正を確保するための体制）。¹⁴

また、金商法において、上場会社は、財務状況の開示が求められているが、内部統制の関連から言えば、内部統制報告書を有価証券報告書と併せて提出し、その内部統制報告書は、公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならない（金商法24条の4の4：財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価）。この報告書は、平成20年4月1日以降の事業年度から適用されており、これまで任意であった代表者による「確認書」の提出がすべての上場企業に義務付けられたのである。すなわち、確認書により、企業の経営者（代表者）は、自社の開示書類の内容につき、その真正性を保証するものであり、いわば経営者に開示情報に対する最終責任を負わせたのである。¹⁵

(3) 内部統制とKAM

経営者側の確認書の義務付けだけでなく、企業にとって、将来的に損失が出る恐れはどの項目

¹³ https://www.soumu.go.jp/main_content/000376783.pdf（最終閲覧日2020年8月25日）。本件は、総務省の「内部統制関連資料」としても存在している。大阪地判平12・9・20、判例時報1721号3頁。

¹⁴ 平成26年改正会社法は、実務の要請から大会社では、監査役設置会社、指名委員会等設置会社、そして監査等委員会設置会社から選択できるようにし、特に、取締役会は、重要な業務執行の決定を取締役に委任することを禁じ、業務担当取締役などの設置はできないこととして、取締役会が責任を持つことを求めた（362条4項）。また、同改正において、会社法施行規則も改正されており、同施行規則100条は、法務省令が定める体制を列挙し、同118条は、体制整備の決定・決議について、その内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を事業報告の内容としている。委員会設置会社の変遷につき、吉本健一『会社法【第2班】』（中央経済社2015年）。

¹⁵ 金商法における内部統制システムの構築義務につき、SOX法の紹介・説明を簡潔に述べている文献として、大上良介・佐藤光伸「金融商品取引法（日本版SOX法）に基づく内部統制システム構築義務について」BUSINESS LAWYER (<https://www.businesslawyers.jp/practices/64>)（最終閲覧日2020年8月25日）

にあり、会計監査で特に注意を払った箇所は何かという点が重要になる。このことにつき、企業の監査基準が改訂され、2021年3月期から詳細なリスク情報の開示が始まることになっている。東芝などの監査事案では、決算内容は適正とお墨付きを得ていたのに、不正が発覚する例が相次いでいた。監査のプロセスを透明にするのが今回の改訂であり、リスクの「見える化」で企業と監査法人との緊張感を高めて不正抑止につなげる方針である。

日産事件で一躍有名になった「有価証券報告書」の中の監査報告書において、特に注意して調べたい項目として、今後は、「監査上の主要な検討項目（KAM: Key Audit Matters）」を新たに開示することになった。¹⁶

四 結語

はたして、会社法と金商法の関連性の中で自然災害に対してアプローチできるのか。具体的な側面を前面に出して論じてきたことに意義はあったのか。このことは、本稿全般に横たわる問題意識である。大会社を前提に日米の法律の在り方を見つつ、世界中を震撼させた不祥事（例：エンロン事件⇒人的災害）を教訓にして将来的な備えは可能であろうか。会計監査という最も重要な開示は、現在の法律をいくら厳格にしても不可能ではないか。会社と監査法人（公認会計士）の関係は、複雑な利害を含んでいる。ここに根本的な原因が潜んでいる。会社と監査法人の関係が、内部関係ではなく外部関係にする必要がある。

すなわち、会社と監査法人を顧客＝顧問の関係ではなく、外部から派遣されるようにすれば、少なくとも冷静に将来に備えた監査ができるのではないか。¹⁷ そうすれば、想定範囲外は想定範囲内になり、一定レベルの自然災害という名の人的災害は、防御できると考えられる。

新型コロナウイルスを自然災害の範疇に入れても、その後の対策を誤れば、想定範囲外（自然災害）とは言えず、自然災害から波及した人的災害（想定範囲内）ということになり、自然災害と人的災害に一線を画することは困難になると思われる。予測可能な社会を目指すためには、「足元」の予測可能な企業体制づくりが考えられてしかるべきあり、それでも災害（不祥事）を起こしたときは、責任のとれる企業こそが持続性のある社会の一員になれるのではないか。¹⁸

¹⁶ 「企業のリスク情報を信頼向上に生かせ」（日経新聞社説2020年9月1日付）。KAMに関しては、多くのものがあるが、さしあたり次の資料を挙げておく。公益社団法人日本監査役協会会計委員会「監査上の主要な検討事項（KAM）に関するQ&A集・前編」http://www.kansa.or.jp/support/el001_190611.pdf（最終閲覧日2020年9月3日）。なお、KANの実施は、2021年3月決算から開始される。

¹⁷ もっとも、対話が必要なことから、ここには工夫が必要であろう。アメリカでもこの点が指摘され、経営コンサルティング業務の完全な排除は、問題であると指摘されている。本文：(1) SOX法及び註4参照。

¹⁸ 経営学者であるピーター・ドラッカーは、かつてポスト資本主義社会を規定し、組織する原則は、責任であると説いている。「バクスの世界4」（日経新聞2020年9月10日付）。